

芦 監 第 5 8 号
令和 7 年 5 月 1 5 日

請 求 人 様

芦屋市監査委員	阿 部 清 司
同	中 島 健 一

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託契約の解除を求め
る。」に関する監査の結果について

令和 7 年 4 月 2 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定
に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 5 項の規定に基づ
き、次のとおり通知します。

第 1 監査の請求

1 請求人

主たる事務所の所在地が芦屋市である法人 1 団体

2 請求年月日

住民監査請求「道路公園施設包括管理業務委託契約の解除を求める。」に係る請求書は、令和 7 年 4 月 2 日に提出された。

3 請求の趣旨

令和 6 年 9 月 30 日に公表された道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式について、業務委託等業者選定委員会が実施した本件提案方式による評価は、「障がい者雇用状況」における提出書類の真正性の確認を怠っており、著しく公正を欠き、不当なものであり、本件業務委託契約の解除及び解除にともなう損失補填を求める。

4 請求の受理

請求については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定する要件を具備しているものと認め、令和 7 年 4 月 9 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

道路公園施設包括管理業務委託に係る公募型提案方式による評価が不当であり、これに伴い発生すると見込まれる委託料の差額分の支出が不当であるか。評価が不当であったことを前提として、芦屋市長が当該契約の解除などの措置を講ずるべきか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部署

都市政策部都市基盤室道路・公園課
総務部総務室契約検査課

3 監査の実施方法

法第242条第5項の規定に基づく監査は、監査対象部署に対して書類の提出を求め、書類確認を行うとともに、関係職員からの事情聴取を行う方法で実施した。

4 監査対象部署への聞き取り

都市政策部都市基盤室道路・公園課職員及び総務部総務室契約検査課職員に対し、法第199条第8項の規定に基づき、資料の提出を求めるとともに、監査の対象となったものについて聞き取りを行った。

5 請求人の陳述

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和7年4月24日に陳述を行う機会を与えた。請求人は、当該陳述において、請求の趣旨に係る補足説明を行った。

第3 監査の結果

本件措置請求については、監査の結果を合議により次のとおり決定した。

1 結論

本件請求を棄却する。

2 請求人がその陳述において主張する事実及び評価

(1) 請求人がその陳述において主張する事実

ア 見積金額は契約者（以下A企業体という。）：18億8,474万円、参加した2者のうち、見積総額の税込額が低額であった参加者（以下B企業体という。）：18億3,260万円であった。

評価結果は、A企業体：516点、B企業体：503点と13点差になり、A企業体が契約候補者に選定され、令和7年4月1日にA企業体と本件業務委託契約が締結された。

イ 企業評価（3）社会性に「障がい者雇用状況」の項目があり、提出書類は「障害者雇用状況報告書（以下報告書という。）（写）」となっている。A企業体代表企業、B企業体代表企業は共に法定雇用義務はなく、報告書を公共職業安定所に提出する必要のない事業主である。

ウ 資料2の評価結果では、法定雇用義務のない業者は、障害者の雇用があるかどうかで判断されるが、A企業体は令和6年10月1日現在の報告書（写）を提出し、12点が配点されている。

一方でB企業体は報告書（写）に加え、雇用している者の雇用保険関係書類と障害者手帳の写しを添付しており、その書類一式により12点が配点されている。

エ A企業体の企画提案書の実施体制には、A企業体構成企業のみが記載されており、業務責任者や施工する協力業者が記載されていない。

オ 企業評価（1）企業能力に「業務実績」の項目があり、A企業体は、履行実績届の裏付けとして、令和5年7月1日に契約を締結した芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託の契約書（写）を提出している。

(2) 主張する事実に基づく請求人の評価

ア A企業体の報告書は、公共職業安定所及び業務委託等業者選定委員会において、真正性の確認がされておらず、この提出書類を根拠に審査をしたことは不当である。

イ 令和6年9月30日に公表された公募型提案依頼書には、企業評価において具体的な基準日が明記されていない。客観的に判断すれば、基準日は公表日の令和6年9月30日となる。

A企業体の報告書は、基準日時点の状況が確認できないため0点が公正である。

ウ 市内企業に協力依頼を行わず、協力表明書を取得することなく作成・提出されたA企業体の企画提案書は実施体制が組めておらず、実施体制及び業務品質・効率性について審査をしたことは、架空のものを評価したことになり不当である。

エ 企業評価（１）企業能力「業務実績」の項目において、A企業体が提出した履行実績届の裏付け資料は、芦屋市からA企業体代表企業に入札への参加を依頼した業務委託の契約書（写）であり、その実績を審査することは、公平性を欠き、不当である。

オ

(ア) 令和５年７月１日契約の業務委託の入札に参加するには、令和５年４月１日現在の芦屋市競争入札参加資格者名簿に記載されているはずだが、A企業体代表企業は市内及び市外業者の名簿には記載されていたが、市内業者のみの名簿には記載されていなかった。

(イ) また、令和５年３月に、市の職員がA企業体代表企業に出入りしているという目撃情報があり、A企業体代表企業に入札手続きについて尋ねたところ、「今手続きをしてもらっているところ」という証言を得ている。

(ウ) 契約過程に疑念を持たれる業務委託を実績として評価することは不当である。

以上のとおり、本件提案方式による評価は著しく公平性を欠き不当なものであり、提出書類についても真正性の確認がされないまま、見積金額が高額なA企業体と契約を締結したことは、法第２条第１４項に違反する。よって、契約を解除する等必要な措置を請求する。

３ 監査の方法

(１) 関係職員からの事情聴取

監査対象部署職員から事情の聞き取りを行った結果は以下のとおりである。

ア 障害者雇用状況報告書について

- (ア) 芦屋市提案方式実施マニュアルでは、報告書（写）を提出することとなっており、業務委託等業者選定委員会において、報告書（写）をもって、評価したことに不当な点はない。
- (イ) A企業体代表企業からは、障害者を雇用していると口頭ではあるが報告を受けている。

イ 公募型提案方式依頼書における企業評価の基準日の考え方について

- (ア) 基準日は明記していないが、企画提案書の提出期限は令和6年10月28日であり、提出期限までに企画提案書を作成し、提出すればよいという考えである。

ウ A企業体の企画提案書における実施体制について

- (ア) 芦屋市道路公園施設包括管理業務委託公募型提案依頼書に基づき、実施要領に対して「協力表明書」を取得しなくともよいかとの質問が参加者からあり、協力企業一覧表を添付することと提案依頼書に記載しているが、企画提案書提出時点での協力企業の協力表明書を求めているため、業務受託後、協力企業を加えることは問題ない旨回答している。
- (イ) 令和7年4月1日の時点では、各業務責任者が配置され、問題なく業務は開始できている。

エ 令和4・5年度芦屋市競争入札参加資格者名簿について

- (ア) A企業体代表企業の令和4・5年度芦屋市競争入札参加資格審査申請書は令和4年11月30日に受付されており、提出期間の令和4年11月1日から11月30日の期間内に提出されたものであるため、手続きに不備がないことを確認した。
- (イ) 市ホームページに掲載されていた令和5年4月1日現在の市内事業者名簿については、正しくは5事業者を掲載するべきところ、上記(ア)の期間内に申請のあったA企業体代表企業を含む3事業者が名簿に反映されていなかったことを監査対象部署からの聞き取りにより確認した。

(2) A企業体代表企業からの事情聴取

A企業体代表企業に対し、法第199条第8項に基づき調査を行った結果は以下のとおりである。

ア 障害者雇用状況の実績の確認について

(ア) 令和7年4月28日に関係書類の提出を求め、同年5月2日に提出があり受理をした。

(イ) 提出された書類を確認した結果、同企業が企画提案書提出時に添付した報告書(写)に誤りのないことが確認された。

(3) 書類等の調査

ア 令和4・5年度競争入札参加資格審査申請書

(ア) A企業体代表企業が提出した申請書は、令和4・5年度競争入札参加資格を有しない者の追加登録の申請書であった。資格の有効期間は令和5年2月1日から令和6年3月31日である。

(イ) 追加登録の申請書は、令和4年11月1日から11月30日に提出することとなっており、A企業体代表企業の申請書は令和4年11月30日に受付されていることを確認した。

イ 芦屋市道路公園施設包括管理業務委託契約書

令和7年4月1日に本件業務委託契約が締結されたこと及び委託者の責めに帰すべき事由により解除がなされた場合、委託者は損害賠償の義務を負うことを確認した。

ウ 芦屋市提案方式実施マニュアル

下記の点を確認した。

(ア) 「障がい者雇用状況」、「評価の視点」において、障害者雇用状況報告書(写)を提出することとなっていること

(イ) 価格評価を含めた評価点に基づき、契約候補者を決定することとなっていること

4 監査において認定した事実等

(1) 障害者雇用の状況について

請求人は、A企業体代表企業の報告書（写）の真正性が公共職業安定所でも、業者選定委員会でも確認されておらず、同書類に基づく評価は不当であると主張している。

A企業体代表企業に対し、法第199条第8項に基づく関係人調査として書類の提出を求め、障害者雇用の事実を確認した。

そもそも、市が提出を要請した書類には、障害者の雇用の促進等に関する法律等で罰則をもって虚偽の記載を許さないとしている書類であり、基本的にこれらの書類の内容に虚偽があるのではないかとの主張をする場合、その正確性に関し相当程度以上の疑問がある場合でなければ本件のような主張に対応する必要もない。

本件では、議論の余地をなくすためにA企業体代表企業に確認はしたが、本来的に不要な手続きであることを付言する。

(2) 令和4・5年度競争入札参加資格審査申請書について

請求人は、市がA企業体代表企業に、令和5年7月1日契約の芦屋市道路及び公園施設等包括管理業務委託に係る公募型提案方式に参加してもらうために、本来は令和4年11月1日から11月30日に提出する必要がある申請書を、提出期間後に受け付けた疑惑があると主張している。

契約検査課での調査において、A企業体代表企業の令和4・5年度競争入札参加資格審査申請書は令和4年11月30日に受付されており、手続に不当な点がないことを確認した。

なお、市ホームページに掲載されていた令和5年4月1日現在の市内事業者名簿について、A企業体代表企業が記載されていなかったことが認められた。これは、正しくは5事業者を掲載するべきところ、上記の期間内に申請のあったA企業体代表企業を含む市内3事業者が全事業者名簿には記載されたが、同時に記載されるべき市内事業者名簿に反映されていなかったためであり、市ホームページ作成上の誤りであることを確認した。

なお、前記 2 (2) オ(イ)の事実を認定すべき資料はない。

(3) 基準日の考え方について

企画提案書の提出期限を基準日とすることに不合理性はない。

5 監査の判断

本件は提案方式を採用し、価格評価を含めた評価点に基づき、契約候補者を決定することとしており、この点に関しては請求人自身、特に問題としていない。したがって、本件は提案方式全体に係る個別の評価が相当かどうかを判断すれば足りるということになる。

認定した事実に基づけば、請求人の主張する事実はいずれも認めることができず、上記評価が不当であると判断する根拠はない。

よって、本件措置請求は理由がないと判断し棄却する。

第 4 監査委員の意見

監査の結果については以上のとおりであるが、監査の経過等を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

1 市ホームページに掲載された市内事業者名簿の内容不備について

市ホームページには、市内事業者名簿、全事業者名簿が掲載されているが、監査対象部署である契約検査課への調査により、令和 5 年 4 月 1 日現在の市内事業者名簿が正しく反映されていなかった事実が判明した。本来、市内事業者名簿に掲載されるべき業者が反映されておらず、請求人に疑念を抱かせる要因となった。

今後は、同様の事案が生じないように、ダブルチェック等再発防止策の実施を徹底することが必要である。

2 法定雇用義務のない事業主における障害者雇用状況の確認について

芦屋市提案方式実施マニュアルでは、提案方式を実施する際に、評価基準について、企業評価での障がい者雇用状況の評価項目の提出書類として、障害者雇用状況報告書(写)の提出を求め、同報告書をもって評価することとなっている。

一方で、芦屋市道路公園施設包括管理業務委託評価結果では、障がい者雇用状況の判断基準として「雇用する障がい者数が法定数以上か(障がい者の雇用義務がない業者の場合、障がい者の雇用があるか)」と記載されている。

本件において、A企業体、B企業体の代表企業は共に障がい者の雇用義務のない事業主であり、公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出する義務はないにもかかわらず、障害者雇用状況報告書(写)を提出書類とし、同報告書をもって評価を行うことを定めたことによって、本来は作成する必要のない報告書を作成、提出させるという提案者に余分な負担を強いる結果となっている。

障がい者の雇用の有無は他の手段をもって確認できるものであるから、今後、提案方式を実施する際に、障害者雇用状況報告書の提出義務のない事業主が参加することも想定し、提出書類の検討を行い、必要に応じてマニュアルの改善を検討することが望ましい。